

木 材 共 販 規 程

昭和42年 4月 1日制定	平成 7年 1月 1日一部改正
昭和47年 7月26日一部改正	平成 9年10月21日一部改正
昭和48年 4月12日一部改正	平成14年12月16日一部改正
昭和48年12月13日一部改正	平成15年 4月 1日一部改正
昭和49年 1月31日一部改正	平成20年10月27日一部改正
昭和49年 9月 1日一部改正	平成22年 4月16日一部改正
昭和56年 4月20日一部改正	
平成 元年 7月27日一部改正	
平成 3年 2月25日一部改正	
平成 4年10月13日一部改正	

(総 則)

第1条 栃木県森林組合連合会（以下連合会という）は、系統組合の木材販売体制を確立し、組合員および会員の経済的地位の向上をはかるため、この規程の定めるところにより木材共同販売を実施し、地域社会・経済の発展に寄与するものとする。

(取扱材および販売方法)

第2条 共販材は、会員の木材または連合会が特に認める員外の木材とし、その販売方法は、原則として一般公入札とし、場合によりセリ売りによるものとする。

(入札の期日および公告)

第3条 公入札は定期に開催し、その日時、場所は各木材共販所に公告する。

(入札に関する規定)

第4条 入札者は、栃木県木材業者登録を受けた者とする。ただし、連合会が特に認める者はこの限りではない。

2. 入札方法は、はい積番号毎にm³当りの単価で行うものとする。
3. 入札保証金として、10万円を現金をもって入札締切時刻までに納入するものとする。
4. 入札および開札の場所は、連合会の指定した場所とする。
5. 入札の最高値をもって落札とし、同札の場合は抽選により落札者を決定する。ただし、連合会の売値に達しない場合は落札しない。
6. 落札者は、落札値をもってその物件の買受権利を得るものとし、入札保証金は買受代金に充当することができるものとする。

7. 落札者は、落札の日より10日以内に代金を現金で納入のうえ15日以内に落札材を引き取るものとする。ただし、代金については連合会の特に認める落札者に限り約束手形にて納入することができるものとし、約束手形の取扱いは理事会において定める。
8. 落札者が第7項の指定日までに代金を支払わないときは、連合会は、この売買を解除するかまたは延滞料としてその代金に対し年利12.5%の割で利息を徴収することができる。ただし、売買を解除する場合は、納入済の入札保証金を没収のうえ代金の20%にあたる違約金を徴収する。
9. 落札材の引き渡しは、原則として午前8時30分より午後5時までとする。なお、土曜日・日曜日・祝祭日および連合会が定めた休業日は引き渡しを行わないものとする。
10. 落札者が指定日までに落札材の引き取りを完了しないときは、その残量に対し土場敷料として、1日につきm³当り100円を落札者から徴収することができる。ただし、連合会の都合または不可抗力により引き取り不能と認めた場合は、土場敷料を徴収しない。
11. 出荷材は日本農林規格に基づき連合会において公正検知したものとする。
12. 入札者は、現物確認にうえ入札するものとし、品質、数量、その他落札後の現品については連合会は責任を負わないものとする。
13. 落札者が落札材の引き取りに際しフォークリフトを利用するときは、別に定める利用料を負担するものとする。
14. 落札者が落札材を引き取るときは、引取証を連合会に提出するものとする。
15. 落札者がこの規程に違反する行為があったときは、連合会との取り引きを停止または制限することができるものとする。

(出荷者に対する規定)

- 第5条 木材共販への出荷者は、森林組合とする。ただし、連合会が特に認めたものはこの限りではない。
2. 森林組合は、連合会との委託販売契約か、あるいは森林組合販売計画に基づき出荷するものとする。
 3. 出荷材の搬入は、原則として午前8時30分より午後5時までとする。なお、土曜日・日曜日・祝祭日および連合会が定めた休業日は搬入を受け付けないものとする。搬入に際して出荷者は出荷案内書を、連合会は荷受書をそれぞれ相手方に手渡すものとする。
 4. 出荷材の荷受けについては、連合会において日本農林規格に基づき公正に検知するものとする。
 5. 荷受け後、売渡しまでの保管は連合会が責任を負うものとする。ただし、不可抗力

により損害を生じたときは出荷者と協議のうえ損害額を決定するものとする。

6. 連合会は、出荷者の要請があったとき、出荷者に対して着荷と同時に連合会が見積った価格の7割相当額を仮り渡しすることができる。この場合、仮渡金の金利については理事会において定める。
7. 共販手数料は、販売価格の5%とする。ただし、員外者の場合は7%とする。
8. 出荷者は、連合会へ無条件委託とし、特殊材に限り指値ができるものとする。
9. 共販所到着までの運賃諸掛りは、出荷者の負担とする。
10. 出荷材のはい積に要する経費は出荷者の負担とし、その額は理事会において定める。
11. 出荷代金の支払いについては、売買決定後10日以内に現金にて支払い、その際、手数料、桝積料および仮渡金を差し引き精算するものとする。
12. 入札当日の元落材については、次回に持ち越すかまたは出荷者と合議のうえ連合会において販売するものとする。
13. 元落材を引き取る場合は桝積料および手数料を連合会に支払うものとする。なお、その手数料についてはm³当り会員は500円、員外者は1,000円とする。

(共販入札保証金積立の規定)

第6条 買受者の便宜と共販事務の簡素化をはかるため、次により入札保証金積立制度を行う。

2. 入札保証金積立額は10万円とする。
3. 積立者がこの規定に違反した場合は、入札保証金を没収することができる。
4. 入札保証金の返済は、積立者の申し出により返済する。
5. 入札保証金積立者には、連合会所定の預り証を発行する。
6. 入札保証金積立者は、本会所定の預り証を提示することにより各木材共販所の入札に参加することができる。

(附 則)

第7条 本規程に特段の定めなきものについては、すべて連合会の定めるところによる。